岐阜県流域下 水道事業の 設置等に関する条例 に 0 11 7

岐阜県流域下水道事業の設置等に関する条例を次のように定めるものとする。

令和元年十二月三日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県流域下水道事業の設置等に関する条例

(流域下水道事業の設置)

第一条 県に、流域下水道事業を設置する。

(地方公営企業法の適用)

第二条 域下水道事業に法第二条第二項に規定する財務規定等を適用する。 項及び地方公営企業法施行令 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号。 (昭和二十七年政令第四百三号)第一条第二項の規定により、 以下 法 という。 第二条第三

(事業の範囲)

第三条 二号) る 第三条に規定する木曽川右岸流域下水道の設置、 流域下水道事業として行う事業は、 岐阜県流域下水道条例 改築、 修繕、 (平成二年岐阜県条例第三十 維持その他の管理とす

(経営の基本)

第四条 に運営されなけ 流域下水道事業は、 ればならない。 常に企業の経済性を発揮するとともに、 公共の福祉を増進するよう

(重要な資産の取得及び処分)

第五条 に限る。 あっては、 する資産の取得及び処分は、予定価格 (不動産の信託の場合を除き、 法第三十三条第二項の規定により予算で定めなければならない 又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。 その適正な見積価格)が七千万円以上の不動産若しくは動 土地に つい (適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡に ては、 一件二万平方メ 産 流域下水道事業の用に供 ル以上のものに係るもの 位の買入 れ若しくは 譲渡

(議会の議決を要する負担附きの寄附の受領等)

担附きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の 流域下: 水道事業の業務に関し、 法第四十条第二項の規定により条例で定めるもの 価格が百万円以上のもの及び法律上 は、

県の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が百万円以上の ものとする。

(業務の状況を説明する書類の作成

- 第七条 類 に作成しなければならない。 いては十一月三十日、十月一日から翌年三月三十一日までのものにつ 以下 知事は、 「業務説明書」 法第四十条の二第一項の という。 $\overline{}$ を、 毎事業年度、 規定により流域下 四月一日 水道事業の から九月三十日までの 業務 いては五月三十一日まで $\widetilde{\mathcal{O}}$ 状 沢を説 説明する書 ŧ のにつ
- 2 おい る事業年度の予算の 業務説 ては前事業年度の決算の状況を、 明書には、 概要及び事業の経営方針を、 次に掲げる事項を記載するとともに、 五月三十一日までに作成 それぞれ明らかにしなければならない。 十一月三十日までに する書類にお V ては同日 作成する書 \mathcal{O}
- 事業の概要
- 経理の状況
- 前二号に掲げるもの 0 ほ か、 業務 の状況を明らかにするため知事が必要と認める事 項
- 3 11 とができなかった場合においては、 天災その他やむを得ない 事故により、 知事は、 第一 項に規定する期日までに業務説明書を作成するこ できるだけ速やかにこれを作成しなければならな

附 則

(施行 期 月

この条例は、 令和二年四月一 日 か ら施行する。

(岐阜県積立基金条例 の一部改正)

- 2 第二条の表岐阜県木曽川右岸流域下 岐阜県積立基金条例 (昭和三十九年岐阜県条例第四号) 水道維持管理基金の項を削る。 の一部を次のように改正する。
- 持管理基金から生ずる収益は岐阜県流域下水道特別会計歳入歳出予算」 第四条第二項中「岐阜県県営住宅特別会計歳入歳出予算に、 岐阜県木曽川右岸流域下 を「、 岐阜県県営住宅 -水道維

(岐阜県特別会計設置条例の一部改正) に改める。

特別会計歳入歳出予算」

3 本則の表岐阜県流域下 岐阜県特別会計設置条例 水道特別会計の (昭和三十九年岐阜県条例第五号) 項を削る。 \mathcal{O} __ 部を次 のように改正する。

提 案 説 明

うとする 県に流域 下 水道事業を設置し、 地方公営企業法の 一部を適用する等のため、 この 条例を定めよ